注１　１、７、19、21及び23の欄は、無線局事項書に記載した当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

［削る］

２　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては、工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。

３　３の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限り、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

４　４の欄は、次によること。

［⑴・⑵　略］

⑶　低下させる方法コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

⑷　低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。ただし、希望する空中線電力が複数ある場合については、その他の出力を18の欄に記載すること。

⑸　変調方式コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載することとし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

⑹　発振コードの欄は、無線局種別等コード表により該当するコードを記載すること。

［⑺　略］

［削る］

⑻　適合表示無線設備の番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

⑼　［略］

５　５の欄は、次によること。

⑴　通過帯域幅の欄は、次によること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は、記載を要しない。

ア　受信周波数が470MHz未満の場合は、中間周波数における６dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

イ　受信周波数が470MHz以上の場合は、中間周波数における３dB低下の幅を「16kHz」又は「3.3MHz」のように記載すること。

ウ　中間周波数における低下の幅を記載することが困難な場合は、これに準じた適宜な方法によることができる。

注１　※印を付けた欄は、記載しないこと。

２　１、18、20及び22の欄は、当該基幹放送局を識別するための名称（免許の申請等の場合は希望する名称）を記載すること。

３　２の欄は、一の無線局において２以上の送信装置又は受信装置を有する場合に限り、当該装置ごとに個別の番号を付けること。この場合、送信機、受信機、送受信空中線等の関連付けができるように原則装置ごとに記載すること。括弧内には、「現用」又は「予備」のように記載すること。予備装置の場合には、当該装置の現用装置の番号を記載すること。なお、複数の設備を一括して申請する場合等においては工事設計の内容が同一である部分に「第１装置と同じ」のように記載することができる。

４　３の欄は、中波放送、超短波放送、標準テレビジョン放送、高精細度テレビジョン放送、データ放送、マルチメディア放送、超短波音声多重放送、超短波文字多重放送又は超短波データ多重放送を行う基幹放送局の場合に限り、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。

５　４の欄は、次によること。

［⑴・⑵　同左］

⑶　低下させる方法コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

⑷　低下後の出力の欄は、定格出力を低下させて使用する場合に限り記載することとし、低下後の希望する出力の最大のものを記載すること。ただし、希望する空中線電力が複数ある場合等については、その他の出力を17の欄に記載すること。

⑸　変調方式コードの欄は、総務大臣が別に告示するコード表により該当するコードを記載すること。ただし、地上デジタルテレビジョン放送又はマルチメディア放送を行う基幹放送局の場合は、別紙に使用するキャリア変調方式、畳み込み符号化率、有効シンボル期間長及びガードインターバル比を併せて記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。

⑹　発振コードの欄は、コード表により該当するコードを記載すること。

［⑺　同左］

⑻　検定番号の欄は、当該機器が検定合格機器である場合に限り記載すること。

⑼　技術基準適合証明番号の欄は、当該機器を含む無線設備が適合表示無線設備である場合に技術基準適合証明番号、工事設計認証番号又は技術基準適合自己確認に係る届出番号を記載すること。

⑽　［同左］

６　［同左］

⑴　通過帯域幅の欄には受信周波数が470MHz未満の場合は６dB低下の幅を、470MHz以上の場合は３dB低下の幅を記載すること。ただし、ヘテロダイン中継方式の場合は記載を要しない。